

入 札 心 得 書

(遵守規定)

第1条 入札後審査型条件付一般競争入札に参加を希望する者は、契約締結に関する法令及び福岡都市圏南部環境事業組合財務規則並びにこの入札心得書を遵守しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第2条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第3条 次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者が入札した場合
- (2) 入札書が所定の日 に 所定の場所に到着しない場合
- (3) 入札書に記名押印を欠く場合
- (4) 入札書の金額を訂正した場合
- (5) 同一事項の入札について、二以上の入札書を提出した場合
- (6) 入札書に誤字、脱字等があり意志表示が不明瞭である場合
- (7) 明らかに談合と認められる場合
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした場合
- (9) 工事の入札において、工事費内訳書の提出を欠いた場合
- (10) その他入札に関する条件に違反した場合

(入札に関する事項)

第4条 入札はあらかじめ公告で規定する方法で行う。

- 2 設計図書等についての質疑は、公告で示す方法により所定の日時までに行なわなければならない。
- 3 入札書の金額欄には、積算した契約希望金額（税込額）の110分の100に相当する金額を記載するものとする。ただし、金額の記載方法について特に指定する場合はこの限りでない。
- 4 工事の入札にあつては、工事費内訳書を入札書と一緒に提出しなければならない。
- 5 設計図書等の他への転用は、禁止する。

(入札の辞退)

第5条 入札書発送後に入札を辞退することを希望する場合は、開札日の前日までに入札

辞退届（様式 3）を福岡都市圏南部環境事業組合総務課総務係まで提出しなければならない。

- 2 前項により入札辞退届が提出された入札は、あらかじめ入札が無かったものとみなす。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものでない。

（落札候補者の決定）

第 6 条 有効な金額範囲の入札者のうち、最低金額の入札者を第 1 位の落札候補者とし、以下、金額の低い順に順位を決定する。なお、落札候補者となるべき同額の入札者が 2 者以上のときは、くじ引きにより順位を決定する。

（競争入札参加資格確認審査）

第 7 条 競争入札参加資格確認審査の結果、落札候補者が競争入札参加資格を満たしていることが確認された場合は落札を決定し、契約締結に必要な書類の提出を求める。

落札候補者が、競争入札参加資格を満たしていないとされた場合は、次順位の者を落札候補者とし、適格者ができるまで審査を行う。

（異議の申立）

第 8 条 入札者は、質疑受付期間終了後、この入札心得書及び設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

（契約保証金）

第 9 条 落札者は、契約の締結に際し、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を提供しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

（契約の締結）

第 10 条 契約の締結は、原則として落札者決定の日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年条例第 19 号）に基づき議会の議決を必要とする契約については、前項に規定する期間内に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約の成立とする。